

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 第5回総会 議事録（案）

- 日時：平成23年6月17日（日）15:00～17:00
- 場所：沖縄大学2号館2-306教室
- 出席：18名、委任状：16名、議決行使権：10名
- 議長団：会長（中野義勝）、議長（沖縄リーフチェック研究会 安部真理子、泡瀬干潟を守る連絡会 桑江直哉）、事務局（沖縄県環境科学センター 山川英治、沖縄県自然保護課 神谷大二郎）、司会（沖縄県自然保護課 渡嘉敷彰）
- 議事録署名人：沖縄県自然保護課（富永千尋）、WWF ジャパン（権田雅之）

有効会員数（2年連続で参加・不参加の連絡をしていない会員を除く）74名中、上記18名の出席者及び16名の委任状と10名の議決行使権送付者、合計44名により、成立要件である会員の過半数37名を満たしたので総会が成立、事務局より提出された議案を協議した。

1. 第1号議案：平成23年度活動報告

平成23年度に行った以下の5つの事業について事務局から説明され、内容について会員の承認を受けた。

- (1) 理事会及び総会の開催
- (2) 第3回わたしのサンゴ礁イメージ展の実施（環境フェアへの出展）
- (3) サンゴ礁保全活動実践交流会
- (4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業
- (5) 後援、共催、協賛
- (6) 第4回美ら海写真展への出展
- (7) サンゴの日パネル展
- (8) ホームページの維持管理
- (9) その他

平成23年度活動計画に挙げていたパネル作成は実施できなかった。

2. 第2号議案 平成23年度収支決算報告

平成23年度の活動にかかる収支決算について、事務局から以下のように説明され、会員からの承認が得られた。また、監査役の衛生環境研究所より、規約14条第3項に基づき平成23年度の会計監査を実施し、関係帳簿及び預金通帳等を元に、適正に管理運営されていることを確認したことが報告された。

● 収入	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 寄付		11,977,500
2) その他助成金等	100,000	
3) 預金利息	68	1,298
4) 口座の移動	1,000,000	
5) 前年度繰越金	478,651	
小計	1,578,719	11,978,798
収入合計		13,557,517

● 支出	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 活動費	70,849	1,365
2) 会議費	30,607	
3) 旅費	331,180	
4) 雑費	11,660	
5) 協賛金	200,000	
6) 助成金		500,000
7) 口座の移動		1,000,000
8) 次年度繰越金	934,423	10,477,433
小計	1,578,719	11,978,798
支出合計		13,557,517

支出詳細

活動費：わたしのサンゴ礁イメージ展実施費用、アジェンダ負担金、振込手数料など

会議費：サンゴ礁保全活動実践交流会会場使用料

旅費：理事会旅費、サンゴ礁保全活動実践交流会講師旅費、アラムコ社表敬旅費

雑費：表敬の際の土産など

協賛金：八重山サンゴ礁保全協議会

助成金：NPO 法人読山原（半額）、ニライ地区のサンゴを見守る会（半額）

3. 第3号議案 平成24年度事業計画(案)

平成23年度事業計画について、事務局から以下の8つの活動計画が説明され、会員の承認が得られた。

- (1) 理事会及び総会の開催
- (2) 第4回わたしのサンゴ礁イメージ展の実施（環境フェアへの出展）
- (3) サンゴ礁保全活動実践交流会
- (4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業
- (5) サンゴの日パネル展

- (6) ホームページの維持管理
- (7) 後援、共催、協賛
- (8) その他活動に必要な事項

■ 平成24年度事業計画（案）についての意見

- ・（3）サンゴ礁保全実践交流会は何を計画しているのか。

事務局の回答：内容、開催時期についても現在のところ未定です。

4. 第4号議案 平成24年度収支予算(案)

平成24年4月1日～平成25年3月31日までの予算（案）が事務局から説明され、会員の承認が得られた。

● 収入	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 寄付	100,000	
2) その他助成金等	90,000	
3) 口座移動	1,000,000	
4) 前年度繰越金	934,423	10,477,433
小計	2,124,423	10,477,433
収入合計		12,601,856

● 支出	一般会計	サウジアラムコ基金
1) 活動費	210,000	4,000
サンゴ礁コンテスト	(50,000)	
アジェンダ21会費	(5,000)	
環境フェア出展費用等	(5,000)	
サンゴ礁保全活動実践交流会	(100,000)	
ホームページのメンテナンス	(50,000)	
2) 会議費	50,000	
3) 旅費	500,000	
事会旅費	(400,000)	
シンポジウム等旅費	(100,000)	
4) 通信費	4,000	
5) 雑費	10,000	
6) 助成金		4,400,000
平成23年度助成事業		(1,400,000)
平成24年度助成事業		(3,000,000)
7) 委託費	500,000	
平成23年度助成事業	(500,000)	
8) 口座移動		1,000,000
9) 次年度繰越金	850,423	5,073,433
小計	2,124,423	10,477,433
支出合計		12,601,856

5. 第5号議案 規約の改正

第5-1号議案 規約の改正（第14条）

監査役は規約通りに仕事が行われているが、決裁事項はしかるべき審議を経ているかを監査する必要があることから、下記のとおり修正し、会員の承認を受けた。

改正前	改正後
(役員の職務) 3 監査役は、協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。	(役員の職務) 3 監査役は、協議会の <u>業務及び会計</u> を監査し、その結果を総会に報告する。

第5-2号議案 規約の改正（第16条）

理事会運営要綱や委員会運営細則など各会で改正や制定する規則と区別するため、下記のとおり修正し、会員の承認を受けた。

改正前	改正後
第16条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 (1) 規約 <u>及び規則</u> の制定または変更	第16条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 (1) 規約の制定または変更

第5-3号議案 規約の改正（第18条）

理事会の構成を明記し、事務局の強化や運営の円滑化を図るため、理事会に事務局長を置くため、下記のとおり修正し、会員の承認を受けた。

改正前	改正後
第18条 理事会は、必要に応じて開催する。 2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。 3 理事会の議事は、 <u>出席した理事</u> の5分の3以上により決する。 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。 5 理事会に出席できない <u>会員</u> は、所定の様式により他の <u>出席理事</u> へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。	第18条 理事会は、必要に応じて開催し、 <u>会長、副会長、理事、事務局長により構成する。</u> 2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。 3 理事会の議事は、 <u>出席者の</u> 5分の3以上により決する。 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。 5 理事会に出席できない <u>構成員</u> は、所定の様式により他の <u>出席者</u> へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

第5-4号議案 規約の改正（第19条）

他の条項では「議決」となっているため、用語を統一するため、下記のとおり修正し、会員の承認を受けた。

改正前	改正後
第19条 理事会は、次の事項を <u>決議</u> する。	第19条 理事会は、次の事項を <u>議決</u> する。

第5-5号議案 規約の改正（第20条）

第3項を削除するため、下記のとおり修正し、会員の承認を受けた。

改正前	改正後
第20条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。 3 <u>委員会設置の議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。</u>	第20条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。

第5-6号議案 規約の改正（第21条）

委員会と理事会の連携を維持するため、および各委員会の運営強化を図るため、下記のとおり修正し、会員の承認を受けた。

改正前	改正後
第21条 委員会は会員の有志により構成される。 2 <u>委員会には委員長を置き、会員の互選により選出する。</u> 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。 4 <u>委員会の構成員並びに委員長の任期などの規定、運営は当該委員会による。</u>	第21条 <u>委員長は理事の中から会長が任命するものとする。</u> 2 委員会は会員の有志により構成される。 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。 4 <u>委員会の運営は当該委員会の細則による。</u>

第5-7号議案 規約の改正（第24条）

事務局の強化や運営の円滑化を図るため、協議会の運営事務局を沖縄県環境生活部自然保護課とし、事務局長を会長が任命し理事会の構成員としたいため、下記のとおり修正し、会員の承認を受けた。

改正前	改正後
第24条 協議会の活動を円滑に進めるた	第24条 協議会の活動を円滑に進めるた

<p>めの事務作業を行う運営事務局を以下の通り設置する。</p> <p>(1) <u>平成 20 年 6 月 28 日から平成 21 年 3 月 31 日の期間は、沖縄県文化環境部自然保護課に運営事務局を置く。</u></p> <p>(2) <u>上記の期間以降は、協議会の会議（通常総会及び臨時総会等）により運営事務局を決定する。</u></p> <p>2 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。</p>	<p>めの事務作業を行う運営事務局を<u>沖縄県環境生活部自然保護課に設置する。</u></p> <p><u>2 事務局長は、協議会会員の中から会長が任命する。</u></p> <p><u>3 事務局長の任期は 2 年とし、再任は妨げない。</u></p> <p>4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。</p>
---	---

第 5－8 号議案 規約の改正（第 25 条）

第 7 条（権利の停止）を加えたときに、修正していなかったため、下記のとおり修正し、会員の承認を受けた。

改正前	改正後
<p>第 25 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>第 14 条</u>に規定する総会、<u>第 17 条</u>の理事会及び<u>第 19 条</u>の委員会の議事・進行に関する事項</p>	<p>第 25 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>第 15 条</u>に規定する総会、<u>第 18 条</u>の理事会及び<u>第 20 条</u>の委員会の議事・進行に関する事項</p>

第 5－9 号議案 規約の改正（第 27 条）

第 7 条（権利の停止）を加えたときに、修正していなかったため、下記のとおり修正し、会員の承認を受けた。

改正前	改正後
<p>2 寄付金の使途については、<u>第 14 条</u>に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。</p>	<p>2 寄付金の使途については、<u>第 15 条</u>に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。</p>

第 5－10 号議案 規約の改正（第 27 条）

第7条（権利の停止）を加えたときに、修正していなかったため、下記のとおり修正し、会員の承認を受けた。

改正前	改正後
(運営細則) 第29条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、 <u>第14条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。	(運営細則) 第29条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、 <u>第15条</u> に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

第6号議案 選挙結果

平成24年6月7日に選挙の開票を行い、次期、会長、副会長、理事、監査役候補を報告し、会員の承認を受けた。現在の役員任期は平成24年12月12日までであり、今回当選された方は平成24年12月13日から2年間の任期になる。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会役員候補

会長：中野 義勝

副会長：西平 守孝

理事：

- ・泡瀬干潟を守る連絡会・環境省那覇自然環境事務所
 - ・沖縄リーフチェック研究会（安部真理子）・沖縄エコツーリズム推進協議会
 - ・沖縄県自然保護課・梶原健次・渡嘉敷ダイビング協会・コーラルクエスト
 - ・宮古島マリンリゾート協同組合（木村浩之）・鹿熊信一郎
 - ・エコガイドカフェ・後藤亜樹・NPO 法人グローイングコーラル
 - ・桜井国俊・WWF ジャパン・沖縄県漁業協同組合連合会
 - ・沖縄県ダイビング安全対策協議会・中谷誠治
 - ・八重山サンゴ礁保全協議会・藤田喜久
- 計 20 名（団体）

監査役：

- ・沖縄県衛生環境研究所 ・上里 幸秀

第7号議案 その他

会員より役員任期について、選挙の時期について意見があり、以下のとおり総会の議決として承認された。

- ・ 「役員交代時期について理事会で検討する」
- ・ 「現役員任期短縮について、理事会で検討する」

■ 役員任期について

現在の役員交代次期が12月であるため、選挙と総会の時期とずれている。現行では、役員決定は選挙で選出された会員が総会の承認を経る必要があるため、役員交代時期を選挙と総会の時期に合わせるには、任期を短縮させるなどの役員任期について変更する必要がある。今回総会に出席した会員の中から、役員交代時期を変更した方がよいという意見が出てきたため、第7号議案として取り上げられ、議論された。

■ 役員任期についての意見

- ・ 役員選挙で選出された役員任期が約半年後の平成24年12月13日からということだが、今回選出された役員をもっと早く機能させることはできないのか。
- ・ 選出された役員任期については、「総会の日まで」とし、「新役員は総会の翌日」からとするように今後早めに修正したほうが良い。
- ・ 多くの意見があり、まだまだ議論が足りないため、役員交代時期についてはもう少し議論する必要がある。
- ・ この議案は今回の役員から適応するのか、それとも次回の役員から適応するのか。前回の役員は2年の任期で選出されているので、今回の役員から適応することはできないのではないのか。
- ・ 来年6月には総会を開催し、新しい役員は7月1日からとし、必要な改正等については理事会で決定するように議案をあげたほうがよいのではないのか。
- ・ 今回選出されたその他に役員任期について出された提案。

「現在の役員任期を短縮」し、「次期役員任期を短縮」する。

「平成22年度に選出された役員終了任期を平成24年6月」とし、「平成24年度に選出された役員任期を平成24年7月から平成26年6月」とする。